

# 新型コロナ疑い救急患者の東京ルール(案)

## 1 目的

新型コロナウイルス感染症を疑う救急患者（以下「新型コロナ疑い救急患者」という。）の円滑な受入体制を確保

## 2 内容

①新型コロナ疑い救急医療機関と②新型コロナ疑い地域救急医療センターを整備し、救急隊と連携して円滑に患者を搬送する仕組み（**新型コロナ疑い救急患者の東京ルール**）を構築

感染症指定医療機関  
特定機能病院  
救命救急センター



重症患者の転院搬送

## ② 新型コロナ疑い地域救急医療センター

→新型コロナ疑い救急患者を必ず受け入れる医療機関として都が指定

- ・新型コロナ疑い救急患者を担当する医師確保
- ・救急医療の提供を継続するための体制確保

## ① 新型コロナ疑い救急医療機関

→新型コロナ疑い救急患者を積極的に受け入れる医療機関として都が指定

- ・救急医療の提供を継続するための体制確保

5 医療機関  
又は  
20分以上

救急現場

新型コロナ疑い救急患者とする基準に該当する場合



必要に応じ転院搬送

## 新型コロナ疑い救急患者の対応医療機関(案)

	新型コロナ疑い救急医療機関	新型コロナ疑い地域救急医療センター
概要	新型コロナ疑い救急患者を <u>積極的に</u> 受け入れる医療機関として都が指定	新型コロナ疑い救急患者を <u>必ず</u> 受け入れる医療機関として都が指定
要件	ア 救急告示医療機関であること イ 新型コロナ疑い救急患者に対応できる体制が整っていること ウ 救急隊からの受入要請に対し積極的に受け入れること エ 病院端末に新型コロナ疑い救急患者の受入の可否を随時入力すること	ア 新型コロナ疑い救急医療機関であること イ 救急隊からの選定困難事案（5医療機関または20分以上搬送先が決まらない事案）の受入要請に対し、毎日24時間必ず受け入れること ウ 新型コロナ疑い救急患者の担当医師を配置すること エ 必要に応じて転院搬送先を調整すること
支援策 (検討中)	ア 救急医療の提供を継続するための体制確保への補助 イ 患者受入実績に応じた謝金	ア 新型コロナ疑い救急患者を担当する医師確保への補助 イ 救急医療の提供を継続するための体制確保への補助 ウ 患者受入実績に応じた謝金

※ 小児のみ・妊産婦のみを受け入れる医療機関も可能とする

## 新型コロナウイルス疑い救急患者とする基準

救急患者が次のア～オまでのいずれかに該当する場合とする。

- ア 発熱または呼吸器症状（軽症の場合を含む。）を呈する者であって、新型コロナウイルス感染症であることが確定したものと濃厚接触歴があるもの
- イ 37.5℃以上の発熱かつ呼吸器症状を有し、発症前14日以内に新型コロナウイルス感染症の流行が確認されている地域に渡航又は居住していたもの
- ウ 37.5℃以上の発熱かつ呼吸器症状を有し、発症前14日以内に新型コロナウイルス感染症の流行が確認されている地域に渡航又は居住していたものと濃厚接触歴があるもの
- エ 発熱、呼吸器症状その他感染症を疑わせるような症状のうち、医師が一般に認められている医学的知見に基づき、集中治療その他これに準ずるものが必要であり、かつ、直ちに特定の感染症と診断することができないと判断し（法第14条第1項に規定する厚生労働省令で定める疑似症に相当）、新型コロナウイルス感染症の鑑別を要したもの
- オ ア～エまでに掲げるほか、次のいずれかに該当し、医師が新型コロナウイルス感染症を疑うもの
- 37.5℃以上の発熱かつ呼吸器症状を有し、入院を要する肺炎が疑われる（特に高齢者又は基礎疾患があるものについては、積極的に考慮する）
  - 新型コロナウイルス感染症以外の一般的な呼吸器感染症の病原体検査で陽性となった者であって、その治療への反応が乏しく症状が増悪した場合に、新型コロナウイルス感染症が疑われる
  - 医師が総合的に判断した結果、新型コロナウイルス感染症を疑う